

○山形市低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に規定する最低制限価格に代え、同条第1項に基づく調査制度（以下「低入札価格調査制度」という。）を採用するため、その事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成14年5月 一部改正）

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を採用する対象工事は、市長が最低制限価格制度に代えることを必要と認めた設計金額が200万円を超える建設工事とする。

（令和7年3月 一部改正）

(調査基準価格)

第3条 工事の請負契約を締結しようとする場合は、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を別に定めるものとする。

2 契約担当者等は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載するものとする。

3 調査基準価格は、入札後公表するものとし、公表の方法等については、別に定める。

（平成15年5月 一部改正）

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格による申込みが行われた場合には、入札者に対して保留及び調査の適用を宣言し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施したのち落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第5条 契約担当者等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者から、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、入札価格の内訳書を提出させるとともに次に掲げる事項について、事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械の状況

- (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事の成績状況
 - (10) 経営内容
 - (11) 経営状況（取引金融機関、保証会社等へ照会するものとする。）
 - (12) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
 - (13) その他必要な事項
- （平成14年5月 一部改正）

（契約審査委員会への付議）

第6条 契約担当者等は、前条の調査結果を山形市契約審査委員会（以下「委員会」という。）へ付議するものとする。

- 2 委員会は、調査結果及び別に定める判定基準に基づき審査するものとする。
- （平成14年5月 一部改正）

（落札者の決定及び通知）

第7条 入札執行者は、委員会による審査の結果を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに当該最低価格の入札者を落札者と決定し、その旨を入札者全員に通知する。

- 2 入札執行者は、委員会による審査の結果を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格（予定価格の制限の範囲内で調査価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても、前2条の手続きを経て、当該価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めたものに限る。）の入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、最低価格の入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とならない旨の通知を行うとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（調査対象工事に係る監督体制）

第8条 低入札価格調査制度の対象工事に係る監督体制等は、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年3月30日付け建設省厚発第126号）を準用するものとする。

（閲覧に供する書面への特記）

第9条 委員会における審査の結果、調査対象者が落札した場合においては、当該工事等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調書等の摘要欄等に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月改正）

この要領は、平成14年5月10日から施行する。

附 則（平成15年5月改正）

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月改正）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

低入札価格調査制度に関する調査表

工 事 名

調 査 項 目	聴 取 内 容
1 その価格により入札した理由	
2 契約対象工事付近における手持工事の状況	
3 契約対象工事に関連する手持工事の状況	
4 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）	
5 手持資材の状況	

調 査 項 目	聴 取 内 容
6 資材購入先及び購入先と 入札者との関係	
7 手持機械の状況	
8 労務者の具体的供給見通し	
9 過去に施工した公共工事 名，発注者及び工事の成績 状況	
10 経営内容	
11 経営状況	

調 査 項 目	聴 取 内 容
12 信用状況 (1)建設業法違反の有無 (2)賃金不払いの状況 (3)下請代金の支払い遅延 状況 (4)その他	
13 その他の必要な事項 (1)所期の目的通り目的物を 完成できるか再度確認	

(工事下請予定表)

工事下請予定表

工事名 _____

請負業者名 _____

電話番号 _____

N0	工 事	主 な 作 業	下請予定金額	業 者 名	住 所	電話番号	担当者
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

